

## 吹田市議会公式SNS運用要領

制 定 令和8（2026）年2月10日

最近改正 令和8（2026）年5月21日

### （趣旨）

第1条 この要領は、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスであるInstagram及びFacebook（以下「SNS」と総称する。）により、本市議会の情報を積極的に発信することで市民が本市議会を身近に感じ、本市議会への関心を高めることを目的に開設する吹田市議会公式SNS（以下「公式SNS」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント SNSを利用するために取得する権利の総称をいう。
- (2) 投稿 SNSにおいて、文章や画像等を掲載する行為及びこの記事をいう。
- (3) コメント 投稿に対して、意見や質問、感想等を掲載する行為をいう。
- (4) フォロー 他ユーザーの投稿を受信するように登録する行為をいう。
- (5) いいね！ 他ユーザーの投稿に対してワンクリックで肯定的な意思を示す行為をいう。

### （運用主体）

第3条 公式SNSの運用主体は吹田市議会とし、運用管理者は吹田市議会事務局参事（調査担当）とする。

2 公式SNSのアカウント等は次のとおりとする。

- (1) Instagram（名前：吹田市議会【公式】、ユーザーネーム：suita\_shigikai）
- (2) Facebook（名前：吹田市議会【公式】、ユーザーネーム：suitashigikai）

### （アカウント運用者の開示）

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式SNSのアカウント名を市議会ホームページに明示する。

### （アカウントの管理）

第5条 公式SNSのアカウント使用後は、速やかにログアウトする。

2 公式SNSのアカウントのパスワードは第三者に漏らしてはならない。

3 吹田市議会が管理するアカウントのログインパスワードは1年に1回以上変更を行う。

### （投稿内容）

第6条 公式SNSにおける投稿の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本会議、常任委員会、特別委員会などの会議情報
- (2) その他吹田市議会に関する情報

(遵守事項)

第7条 公式SNSにおける投稿の遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地方公務員法を始めとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定（吹田市議会個人情報保護条例（令和5年3月6日条例第1号））を遵守すること。
- (2) 可能な限り平易な言葉を用い、分かりやすさを心掛けること。
- (3) 公式アカウントを業務目的外に使用しないこと。
- (4) 新聞や雑誌の切り抜き画像等は使用せず、論文等を引用する場合は出典を示す等、著作権に十分配慮すること。また、被写体が特定できる人物写真を掲載する場合は、インターネット上で掲載する旨を説明し、事前に本人に対し許可を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権等にも十分配慮すること。
- (5) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。
- (6) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないように留意すること。また、一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておくこと。
- (7) 発信した情報により意図せずして他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応し、正しく理解されるように努めること。
- (8) 吹田市議会としてフォロー及びいいね！等は原則として行わないこと。ただし、公式の確認が取れる公的機関等のアカウントに対してはこの限りではない。
- (9) 運用時間は原則、市役所開庁時間内（平日、午前9時～午後5時30分）とすること。ただし、やむを得ずこの時間帯以外に投稿等を行うことはこの限りではない。
- (10) 次に掲げる情報は発信しないこと。
  - ア 吹田市議会又は吹田市議会と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する情報
  - イ 吹田市議会のセキュリティを脅かすおそれのある情報
  - ウ 吹田市議会及び他者の権利を侵害する情報
  - エ 差別又は名誉棄損のおそれがある情報
  - オ 不敬な言い方を含む情報
  - カ 違法行為又は違法行為をあおる情報
  - キ 単なる噂や噂を助長させる情報
  - ク 政治・宗教活動及びそれに付随する情報
  - ケ 広告、宣伝、勧誘等営利を目的とする情報
  - コ 本人に承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする情報
  - サ 特定の団体に偏った紹介をするなど、公平性に欠ける情報
  - シ 特定の個人、法人又は団体をひぼう、中傷する情報や人権上好ましくない情報

ス 公序良俗に反する一切の情報

セ その他運用管理者が不適切と判断した情報

(コメントの制限)

第8条 公式SNSの投稿に対するコメントは、不適切なコメントにより、吹田市議会の円滑な運営に支障を来す可能性があることから、許可しない。

(問題が生じた場合の対応)

第9条 不適切な投稿が確認された場合、速やかに誤情報を削除し、不適切な投稿があったことについて、原因となった発信内容を検討して対応する。また、内容によっては情報セキュリティ責任者及びネットワーク管理者へ速やかに報告する。

2 公式アカウントのパスワードが外部に漏えいした場合、速やかにパスワードを変更し、不適切な投稿がされていないかを確認する。不適切な投稿が確認された場合は、前項の対応を行う。

3 なりすましが発生した場合、SNSサイト上で報告の手続きを行いアカウントの復旧を行うとともに、市議会ホームページ等でその旨の情報を発信し、注意喚起を行う。

4 発信した情報に対し多量の返信があった場合（炎上した場合）、原則として、アカウントの封鎖は行わず、原因となった発信内容を検討して対応する。

5 上記以外の問題が生じた場合、その都度、対応策を検討する。

(免責事項)

第10条 本市議会は、公式SNSを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。

2 本市議会は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本市議会の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。

3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、公式SNSの運用に関し必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月21日から施行する。